



法定検査のご説明

現場での検査

水質検査

- ① pH
- ② 溶存酸素量
(採水検査時は省略)
- ③ 透視度
- ④ 残留塩素濃度
- ⑤ BOD《採水》



(放流水の採水)



外観検査

- ① 設置状況
- ② 設備の稼働状況
- ③ 水の流れ方の状況
- ④ 使用の状況
- ⑤ 悪臭の発生状況
- ⑥ 消毒の実施状況
- ⑦ か・はえの発生状況



(現場での水質検査)



書類検査

- ① 保守点検の状況
- ② 清掃の状況



(ステッカー等確認)



(検査済証貼付)

検査室でのBOD検査



試料の希釀、調整作業



20°Cで
5日間培養



自動測定機で測定しBODを算出



BODとは…?
水の汚れを表す数値で、浄化槽の水質判定の指標となります。
一般的に合併処理浄化槽ではBODが20mg/L以下、みなし(単独処理)浄化槽ではBODが90mg/L以下と定められています。

採水検査(検査項目の一部を省略)においてBODが基準値を超えた場合は、検査員が再度現場を確認させていただく場合があります。

浄化槽管理者の3つの義務

浄化槽の維持管理・法定検査は法律で義務づけられています。

保守 点検

保守点検では、機器の点検・調整、補修や消毒剤の補給などを行います。
保守点検は技術上の基準に従って、自ら行うか
**香川県知事または高松市長に登録した業者に
委託して実施します。**



清掃

清掃は槽内に溜まった汚泥・汚物・異物その他機能上支障となるものを取り除き、各装置の清掃を行う作業です。

清掃は市・町の許可を受けた業者が実施します。

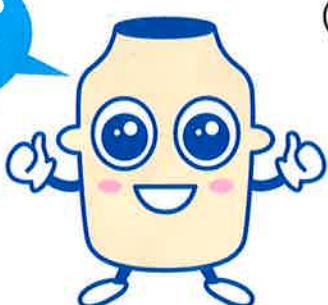


法定 検査

法定検査とは、保守点検・清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかどうかをBODを指標とする水質検査などにより判断するもので、**年に1回指定検査機関である
公益社団法人 香川県浄化槽協会が実施します。**



浄化槽のことなら
お気軽にご相談
ください。

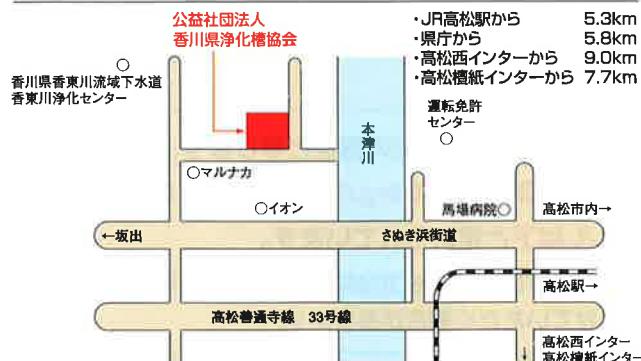


公益社団法人 **香川県浄化槽協会**

〒761-8012 高松市香西本町1番地106
TEL 087-881-6600 FAX 087-881-6670

ホームページ <http://www.kagawajk.jp>
Eメール kjk@kagawajk.jp

所在地



担当者

法定検査車

